

大阪市告示第1578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
矢田西第13号線	東住吉区矢田5丁目 1025番地から 同区同 1025番地まで (別紙参考図参照)	旧	m 6.00～ 10.00	m 77.35
		新	7.00～ 11.00	77.35
矢田西第14号線	東住吉区矢田5丁目 1026番地から 同区同 1010番地先まで (別紙参考図参照)	旧	m 4.00	m 155.50
		新	6.00	155.50
矢田西第19号線	東住吉区矢田5丁目 1024番地から 同区同 1024番地まで (別紙参考図参照)	旧	m 8.00	m 2.59
		新	8.00～ 10.38	2.59

矢 田 西 第 2 0 号 線	東 住 吉 区 矢 田 5 丁 目 1011番地から 同 区 同 1010番地まで (別紙参考図参照)	旧	12.00 ^m	84.75 ^m
		新	6.00	84.75

(建設局総務部管財課)